

令和6年第3回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和6年9月4日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
報告第 4 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
報告第 5 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	3
報告第 6 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	6
報告第 7 号	令和 5 年度四万十町一般会計継続費精算報告について	7
報告第 8 号	健全化判断比率の報告について	9
報告第 9 号	資金不足比率の報告について	
同意第 2 5 号	農業委員会委員の任命について	11
議案第 6 0 号	四万十町税条例の一部を改正する条例について	13
議案第 6 1 号	四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	16
議案第 6 2 号	高知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	17
議案第 6 3 号	令和 6 年度四万十町一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 6 4 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 6 5 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 6 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 7 号	令和 6 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 8 号	令和 6 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 9 号	令和 6 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 0 号	令和 6 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 1 号	令和 6 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 2 号	令和 6 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 3 号	令和 6 年度四万十町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 4 号	令和 5 年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	19
認定第 1 号	令和 5 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について	別冊

■報告第3・4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

公用車の交通事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第2項の規定に基づき専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【事故の内容】

発 生 場 所	高知市中秦泉寺四国横断自動車道下り 118.3 キロポスト付近
概 要	令和6年3月25日午後1時15分頃、教育委員会が管理する29人乗りマイクロバスが高知市中秦泉寺四国横断自動車道下り 118.3 キロポスト付近を走行中に落下物により急停車した先行車に追突し、当該車両を損傷させ、及び運転手を負傷させたもの。
■報告第3号	
専決処分日	令和6年5月31日
損害賠償額	326,326 円 内訳（車両修理費用、町の過失割合10割）
相 手 方	香川県高松市  
■報告第4号	
専決処分日	令和6年6月26日
損害賠償額	34,174 円 内訳（治療関係費等、町の過失割合10割）
相 手 方	高知市  

[被害車両の損傷部位及び落下物]



【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 （略）

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

3～6 （略）

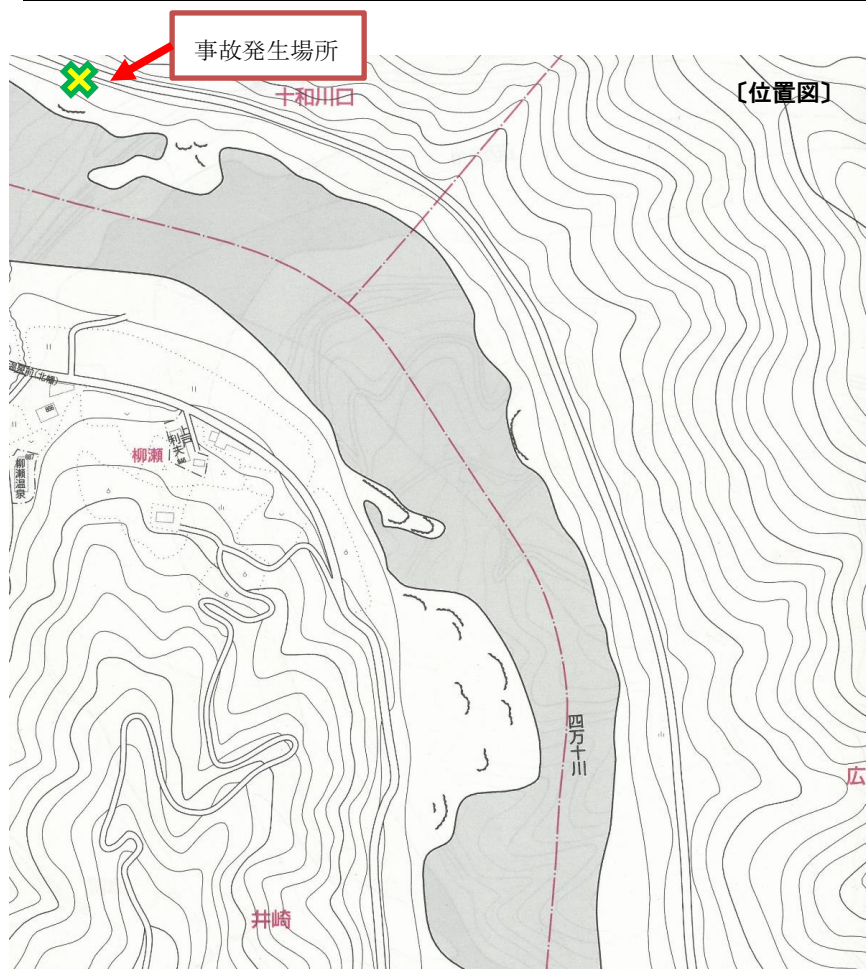
■報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道で発生した自動車物損事故の損害について、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に基づく賠償額を決定し、地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項（平成 18 年四万十町議会告示第 4 号）第 2 項の規定により専決処分しましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。

【事故の内容】

発 生 場 所	町道広瀬線
概 要	令和 6 年 6 月 6 日午前 7 時 15 分頃、町道広瀬線で落石が発生し、走行中の自動車が損傷したもの。
専決処分日	令和 6 年 6 月 28 日
損害賠償額	94,754 円 内訳（車両修理費用、町の過失割合 10 割）
相 手 方	四万十町 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX



〔被害車両の損傷部位：フロントガラス〕



フロントガラスひび割れ



損傷箇所（車内から撮影）

〔落石発生場所：町道広瀬線〕



落石の発生場所

【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 （略）

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

3～6 （略）

■報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町営住宅で発生した自動車物損事故の損害について、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に基づく賠償額を決定し、地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項（平成 18 年四万十町議会告示第 4 号）第 2 項の規定により、専決処分しましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。

【内容】

発 生 場 所	四万十町大正北ノ川 237 番地 1 町営住宅北ノ川第 2 団地
概 要	令和 6 年 5 月 6 日、北ノ川第 2 団地敷地内にて、山の法面が一部崩壊し、落石等により駐車中の自動車が損傷したもの。
専決処分日	令和 6 年 7 月 8 日
損害賠償額	344,608 円 内訳（車両修理及び代車費用、町の過失割合 10 割）
相 手 方	四万十町 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

〔落石発生場所：町営住宅北ノ川第 2 団地〕



〔被害車両の損傷部位：運転席のドア、フェンダー〕



【根拠法令】

報告第 5 号に同じ

■報告第7号 令和5年度四万十町一般会計継続費精算報告について

【要旨】

令和3年度に設定し、令和4年度及び5年度に補正を行った「文化的施設整備事業」に係る継続費について、令和5年度をもって継続年度が終了したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

【内容】

■文化的施設整備事業（継続費の設定期間：令和3～5年度）

継続費予算計上額（年割額）は令和3年度が1億1,234万円、令和4年度が1,717万7,000円、令和5年度が1,445万6,000円で、3か年の総額は1億4,397万3,000円となっています。

なお、令和3年度年割額のうち、令和3年度の支出済額を除いた残額8,710万6,000円を当該年度内に支出が終わらなかった経費として令和4年度に逓次繰越して使用しました。

また、令和4年度年割額及び前年度逓次繰越額のうち、令和4年度の支出済額を除いた4,432万9,100円を当該年度内に支出が終わらなかった経費として、令和5年度に逓次繰越して使用しました。

これにより、設定期間内の支出総額は1億3,477万3,791円となり、年割額と支出済額の差（不用額）は919万9,209円となっています。

単位：円

年 度	計 画 ① （ 年 割 額 ）	実 績 ② （ 支 出 済 額 ）	比 較 ①－② （年割額と支出済額の差）	備 考
令和3年度	112,340,000	25,234,000	87,106,000	翌年度へ逓次繰越
令和4年度	17,177,000	59,953,900	▲ 42,776,900	逓次繰越を含めた 差額は44,329,100
令和5年度	14,456,000	49,585,891	▲ 35,129,891	逓次繰越を含めた 差額は9,199,209
計	143,973,000	134,773,791	9,199,209	= 不用額

※計画①＝逓次繰越を除く年割額、実績②＝逓次繰越を含む支出済額

【根拠法令】 地方自治法施行令(抜粋)

(継続費)

第 145 条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の 5 月 31 日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第 220 条第 3 項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第 233 条第 5 項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

■報告第8号 健全化判断比率の報告について

■報告第9号 資金不足比率の報告について

【要旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）により、令和 6 年度に算定した令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率（「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の 4 指標）及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）とは、地方公共団体における財政の健全性を示す基準の一つで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、必要に応じて早期に是正を行うことにより、地方公共団体の財政破綻などを未然に防ぐことを目的としています。

なお、比率の算定にあたっては、比率の客観性及び正確性を確保する観点から、比率を議会に報告する前に監査委員の審査に付すこととされており、「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに各比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならない。」とされています。

また、各指標には財政規模などによって次のとおり基準が定められており、基準以上となった場合は計画の策定と自主的な改善努力による財政の健全化や、国等の関与による確実な再生が求められることになります。

※各指標とも、数値が低い（又は算定されない）ほど、財政状況が健全であることを示しています。

健全化判断 比 率	早期健全化 基 準	いずれかが早期健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。
	財 政 再 生 基 準	いずれかが財政再生基準以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国等の関与による確実な再生が求められます。
資 金 不 足 比 率	経営健全化 基 準	経営健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による経営健全化が求められます。

【算定結果の概要】

本町における健全化判断比率等は、いずれも基準を下回っており、現時点では適正な水準にあるといえます。

なお、算定結果の詳細については、別添の公表資料「令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率」のとおりとなっています。

注) 下表(1)(2)の早期(経営)健全化基準及び財政再生基準は、いずれも令和5年度決算に対する基準を表示しています。

(1) 健全化判断比率

指 標		四 万 十 町		早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
		5 年度決算	4 年度決算		
健 全 化 判 断 比 率	① 実質赤字比率	— (▲ 4.60) %	— (▲ 6.21) %	13.57 %	20.00 %
	② 連結実質赤字比率	— (▲10.35) %	— (▲12.15) %	18.57 %	30.00 %
	③ 実質公債費比率	6.6 %	6.0 %	25.0 %	35.0 %
	④ 将来負担比率	— (▲79.8) %	— (▲ 75.9) %	350.0 %	

※1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は赤字がないため、また「④将来負担比率」については実質的な将来負担額がないため、いずれも「—」で表示しています。

※2 参考として、黒字比率等を下段()書きに▲で表示しています。

(2) 資金不足比率

指 標	公 営 企 業 会 計 名	四 万 十 町		経営健全化 基 準
		5 年度決算	4 年度決算	
⑤ 資 金 不 足 比 率	水 道 事 業 会 計	— %	— %	20.00 %
	下 水 道 事 業 特 別 会 計	— %	— %	
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	— %	— %	

※3 資金不足額がないため「—」で表示しています。

■同意第25号 農業委員会委員の任命について

【要旨】

四万十町農業委員会委員の欠員を補充するため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

【選任しようとする者】 （法律第8条第6項の規定による中立委員に該当）

氏 名	西川 香代美 （にしがわ かよみ）
住 所	四万十町西ノ川 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] （55 歳）
任 命 理 由	J A勤務の経験もあり地域農業に詳しく、集落活動にも取り組んでいる。
〔主な経歴〕 平成 17 年 12 月 J A高知はた大正支所入組 平成 30 年 4 月 J A高知はた大正支所退組	

※ 任期：任命の日から令和9年8月31日まで

【根拠法令】

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(1) 認定農業者である個人

(2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

■議案第60号 四万十町税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第137号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第138号）並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第37号）は令和6年3月30日にそれぞれ公布され同年4月1日から施行されることに伴い、関係する四万十町税条例の一部を改正するものです。

【改正内容及び施行期日】

1. 公益信託制度の改革に伴い所得税法の一部が改正されるため、関連する規定を整備します。

〔施行期日〕 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日

2. 関係法令の改正に伴い条項の読み替えを行います。

〔施行期日〕 令和7年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金 <u>若しくは</u> 町内に主たる事業所を有する法人又は団体に対するもの及び町内に主たる目的である業務を行う事務所又は事業所を有する法人又は団体（町内に主たる事業所を有するものを除く。）に對するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合においては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えたときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(8) (略) (9) <u>所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> (10) (略) 2 略 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定す	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金 <u>若しくは</u> 金銭（町内に主たる事業所を有する法人又は団体に対するもの及び町内に主たる目的である業務を行う事務所又は事業所を有する法人又は団体（町内に主たる事業所を有するものを除く。）に對するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合においては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えたときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(8) (略) (9) <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> (10) (略) 2 (略) 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定す

改正後	改正前
る医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 附 則	る医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 附 則
(削る)	(公益法人等に係る町民税の課税の特例) <u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。</u>

■議案第61号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【要旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、国民健康保険の被保険者証について規定する条文を改正するものです。

【改正内容】

国民健康保険法に基づき罰則について規定している第12条中、被保険者証の返還に応じない部分を削り、条ずれを修正します。

【施行期日】

令和6年12月2日

【新旧対照表】

改正後	改正前
(罰則) 第12条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。	(罰則) 第12条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

【根拠法令】

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）改正後抜粋

第127条 市町村は、条例で、第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
2～4 （略）

■議案第62号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

【要旨】

高知県後期高齢者医療広域連合は、75歳以上（一定の障がいのある人は65歳以上）の高齢者が加入する被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務、その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務を処理するため、高知県内の全市町村をもって組織している特別地方公共団体です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなることから、高知県後期高齢者医療広域連合規約（高知県指令18市振第1295号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により事前に関係団体の議決が必要なため、議決を求めるものです。

【協議を行う内容】

別表第1：「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 （略）

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約新旧対照表

改正後	改正前
(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。 (1)～(5) (略) 別表第1 (第4条関係) ○被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ○<u>資格確認書等</u>の引渡し ○<u>資格確認書等</u>の返還の受付 ○医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ○保険料に関する申請の受付 ○上記事務に付随する事務	(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。 (1)～(5) (略) 別表第1 (第4条関係) ○被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ○<u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し ○<u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 ○医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ○保険料に関する申請の受付 ○上記事務に付随する事務

■議案第74号 令和5年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【要旨】

令和5年度四万十町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

【内容】

令和5年度四万十町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金2億5,425万9,996円のうち1,000万円を建設改良積立金に積立し、残額2億4,425万9,996円を翌年度に繰越すものです。

【理由】

将来の建設改良工事等を行うための財源に充てる目的で、利益に応じて積立てるもので、当年度純利益1,093万1,858円のうち1,000万円を建設改良積立金として積立て、残額の2億4,425万9,996円を翌年度に繰越し水道事業の運営資金とします。

【根拠法令】

地方公営企業法（抜粋）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3・4 （略）